

筑西広域市町村圏事務組合事務局設置条例

昭和51年8月6日  
条例第5号

改正 平成15年3月28日条例第1号 平成18年3月30日条例第2号  
平成31年2月20日条例第2号 令和5年3月22日条例第4号

(設置)

第1条 筑西広域市町村圏事務組合に関する事務を処理するため、筑西広域市町村圏事務組合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(課の設置)

第2条 事務局に総務課、企画財政課及び契約管財課を置く。

(分掌事務)

第3条 事務局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- ア 組合議会に関すること。
- イ 監査に関すること。
- ウ 組合の組織機構に関すること。
- エ 組合の一般庶務に関すること。
- オ 職員全般に関すること。
- カ 褒賞、表彰等に関すること。
- キ 公告式、文書及び法制に関すること。
- ク 情報公開に関すること。
- ケ その他管理者が定めること。

(2) 企画財政課

- ア 組合事業の総合企画及び調整に関すること。
- イ 各関係団体等との連絡調整に関すること。
- ウ 公聴及び広報に関すること。
- エ 組合財政に関すること。
- オ 情報化に関すること。
- カ その他管理者が定めること。

(3) 契約管財課

- ア 物品、契約及び工事等の検査に関すること。
- イ 公有財産に関すること。
- ウ その他管理者が定めること。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第2号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日条例第2号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。